

○壬生町最低制限価格制度事務処理要領

令和5年12月27日

告示第125号

(目的)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定に基づく最低制限価格制度（予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。）の手續きについて定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格制度の対象となる入札は、壬生町低入札価格調査制度事務処理要領（平成20年壬生町要領第17号）の適用を受けるものを除いた建設工事とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満切り捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額、その額が工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額（建築工事及び設備工事はこれに10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の最低制限価格は、予定価格書に明記するものとする。

(入札参加者への周知)

第4条 入札公告又は入札通知に、最低制限価格を設けた旨を明記するものとする。

(開札)

第5条 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

制定文 抄

令和6年4月1日から適用する。